

## 平成27年度 県内市町村の普通交付税額等の決定について

本日、平成27年度の普通交付税等の額が決定され、本県市町村分につきましては、次のとおりとなりましたので、お知らせいたします。

## 1 普通交付税決定額等の概要

## &lt;本年度算定のポイント&gt;

- ・まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するため、既存の「地域の元気創造事業費」に加え、新たに「人口減少等特別対策事業費」が創設され、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映して算定。
- ・平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、支所の財政需要について昨年度に引き続き加算するほか、本年度から消防費及び清掃費について、標準団体の面積見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増しを3年間かけて段階的に算定。

(単位：百万円)

区 分	H26 年度	H27 年度	増減額	増減率	全国(市町村分) 増減率
普通交付税	149,825	152,966	+3,141	+2.1%	△0.8%
臨時財政対策債	47,695	43,042	△4,653	△9.8%	△11.6%
計	197,520	196,008	△1,512	△0.8%	△3.2%

※H26年度は最終決定額

※全国(市町村分)増減率は、本県決定額と同様、H26最終決定額と比較(当初算定ベースで比較している総務省公表資料とは一致しない)。

(参考) 普通交付税決定額の推移

(単位：億円)

区 分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度
交付決定額	1,502	1,556	1,552	1,515	1,498	1,530
対前年度増減率	+16.7%	+3.6%	△0.3%	△2.4%	△1.1%	+2.1%
全国(市町村分)増減率	+10.7%	+2.0%	+0.8%	△1.6%	△2.5%	△0.8%

※H22～H26年度は最終決定額

※交付決定額は、平成23年度以来、4年ぶりに増加

## &lt;全国に比べ普通交付税決定額の伸び率が高い要因&gt;

基準財政需要額について、「人口減少等特別対策事業費」や子ども・子育て支援新制度の経費を算定した「その他の教育費」についての増加幅が大きいこと等が、主な要因と考えられる。

(基準財政需要額の増加率(財源不足団体)…本県：+2.9%，全国：+2.4%)

※普通交付税は、基準財政需要額と基準財政収入額の差額である交付基準額に基づき決定される。

(参考) 基準財政需要額及び基準財政収入額の状況(財源不足団体)

(単位：億円)

区 分	H26 年度	H27 年度	増減額	増減率	全国(市町村分) 増減率
基準財政需要額 a	4,575 (4,869)	4,707	+132	+2.9%	+2.4%
基準財政収入額 b	3,077 (3,371)	3,172	+95	+3.1%	+4.0%
交付基準額 c=a-b	1,498 (1,498)	1,535	+37	+2.5%	△0.4%

※H27年度とH26年度では財源不足団体が異なるため、基準財政需要額・収入額の増減を単純に比較できないことから、H27年度財源不足団体におけるH26年度の各数値を記載し比較。( )内には参考として、H26年度財源不足団体における各数値を記載。

## 2 不交付団体の状況

平成27年度の不交付団体は、神栖市、東海村の2団体である(平成23年度以降、変動なし)。ただし、神栖市は、合併特例の適用により旧団体分(交付団体分)の交付税が交付される。

※今年度新たに不交付団体及び交付団体となった団体はありません。